

「平成30年度中小企業診断士1次試験」 経営法務 法改正対応のご案内

法改正に対応するため、以下の通り法改正対応をしております。

- H30～R04 1次科目別過去問題集経営法務 (NU23214)
- H29～R03 1次科目別過去問題集経営法務 (NU22217/NU22214)
- 平成30年度診断士1次試験解答解説集 (NU19150)

更新日	訂正箇所	改正前	改正後
23.2.7	解説 第19問 解答 解説文	特例として、相殺の要件を満たしたとしても、不法行為によって生じた債務を受働債権とする相殺はできないという規定がある(民法509条)。	<u>特例として、相殺の要件を満たしたとしても、①悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務および②人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務、を受働債権として相殺することはできない(民法509条1号、2号)。</u>
	解説 第19問 肢エ	不法行為による債権を「受働債権」とする相殺は禁止されているが、これを「自働債権」とする相殺は許される。	<u>①悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務および②人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務を「受働債権」とする相殺は禁止されているが、これを「自働債権」とする相殺は許される。なお、同じ不法行為であっても、「悪意による不法行為」および「人の生命又は身体の侵害行為」に当たらない不法行為(例えば、過失による不法行為(ただし、「人の生命又は身体の侵害行為」に当たる場合は除く)や物損などの財産権に対する不法行為(ただし、「悪意による不法行為」に当たる場合は除く))であれば、「受働債権」として相殺することができる。</u>

【LEC 東京リーガルマインド コールセンター】

TEL:0570-064-464 (ナビダイヤル) 平日 9:30~20:00 土・祝 10:00~19:00 日 10:00~18:00